

平成 29 年度における独立行政法人日本学生支援機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人日本学生支援機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 29 年度における独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、別紙 1 の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を機構内全てに周知徹底すること等により、推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、機構の全ての部署に適用する。

なお、調達を担当する職員は、別紙 1 「物品・役務の品目分類」及び別紙 2 「調達先の分類」を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに契約における経済性、公正性及び競争性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約事務取扱細則（独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年細則第 15 号）第 23 条第 1 項第 13 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等からの相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの受注機会増大のための措置

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たり、受注機会の増大のため、価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についての配慮に努める。

- ① 新たな物品等の調達が生じた場合における障害者就労施設等からの調達の可能性の検討
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達が可能となるような履行期間及び発注数量の考慮

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

財務部経理課は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、文部科学大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

以上

(別紙1) 物品・役務の品目分類

種 別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

(別紙2) 調達先の分類

区分	調達先	概要
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援事業所（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行う障害者支援施設
	地域活動支援センター	創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として、障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主 (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件 ① 障害者の雇用者数が5人以上 ② 障害者の割合が従業員の20%以上 ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体
その他	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う窓口